

	見直し検討案の内容	事務局回答
1	委員からの提案書はアイデア的な物であり、その後事務局で調査・検討の上技術的根拠（メリット・デメリット、概算等）を元に比較・検討案を提示してもらい、それを委員会で討議すると考えていますがどうでしょうか。	個々の委員から出されました提案については、検討委員会の中で議論いただき、検討委員会としてその提案を調査すべきと決定した場合は、事務局で調査検討し、資料を提示して検討委員会で議論していただくものであると考えています。
2	委員会も事務局・設計事務所と同様お互いに自立し、各自が自分の発言・意志に責任を負うべきは当然あると思うが、その決定事項に一委員として、どこまで責任を負うべきかは委員会で議論すべきかと思います。 (委員会は委託機関ではないはずですがどうでしょうか)	<p>庁舎建設等検討委員会は、白井市附属機関条例に規定されている委員会で、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定されている執行機関である市長の附属機関として設置されている委員会です。</p> <p>庁舎建設等検討委員会の担当する事務は、庁舎の建設及び改修に関する基本計画、基本設計その他市長が必要と認める事項について調査審議することとなっており、委員構成は、市議会議員・学識経験を有する者、公共的団体等代表者・市民・市職員の 20 人となっています。</p> <p>委員会としての決定事項に一委員としてどこまで責任を負うかについては、委員会での決定事項については、個々の委員が責任を負うべきものではないと考えます。</p> <p>なお、最終的な決定については、委員会ではなく市が決定することになりますので、委員におかれましてはそれぞれの立場で意見や提案を出し合い、議論していただきたいと考えています。</p> <p><b>【参考】</b> ○白井市附属機関条例 (趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

	見直し検討案の内容	事務局回答
		<p><b>○白井市庁舎建設等検討委員会</b> (担当事務)</p> <p>庁舎の建設及び改修に関する基本計画、基本設計その他市長が必要と認める事項について調査審議すること。</p> <p><b>○地方自治法</b> 第138条の4第3項</p> <p>普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>
3	設計・施工一括発注の検討はどのように進めるのか。	次第のその他で説明
4	庁舎建設等検討委員会における建築専門家の人数の見直しと、他の委員への丁寧な説明が必要だと思いがどうか。	<p>庁舎建設等検討委員会については、白井市附属機関条例に規定されている委員会であり、委員構成、委員の定数及び任期は条例によって定められているものです。</p> <p>つきましては、定数を見直しするにあたっては議会の議決が必要となります。</p> <p>市としましては、庁舎整備にあたっては、庁舎建設等検討委員会を設置し、さまざまな分野の委員から多方面にわたり、検討していただき、議論を交わしていただくことにより、白井市にとってより良い庁舎が整備できるものと考えておりますので、委員の定数を見直しする考えはもっておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>委員への説明については、皆様に理解していただけるよう丁寧に説明していきます。</p>
5	前回の委員会で積算部会を再開したいと聞きましたが今後どうなるのでしょうか。	今後の検討にあたり、必要があれば開催していきたいと考えております。
6	市民ギャラリーは『文化施設である事』から割愛の声がありました	白井市庁舎整備基本計画では、基本方針を10項目定めており、その中には「市民

	見直し検討案の内容	事務局回答
	<p>たが、本件は関係団体の市長への要望書に応える形で委員会で承認された事項です。もしカットするのであればそれなりの手順が必要だと思いますがいかがか。</p>	<p>協働・市民活動に配慮した庁舎」を位置づけています。</p> <p>これまで検討委員会では、基本計画に基づき基本方針の内容が反映できるよう検討を重ねるとともにコスト意識を持ちながら検討してきたところですが、労務費や建設資材の高騰により、基本設計案では基本計画策定時の事業費を大きく上回っている状況です。</p> <p>最終的な決定は市になりますが、これまで検討委員会で決定してきた内容を変更する場合は、変更理由等を説明する必要がありますと考えます。</p>
7	<p>警察分室設置の主旨と採算性について</p>	<p>印西警察署分庁舎を設置する主旨については、運転免許の住所変更などの手続きが市内でできることから住民の利便性の向上が図れることのほか、事件事故の迅速な対応や抑止などに効果があることから印西警察署分庁舎を設置し、防犯機能等を強化する旨の要望書を市、議会及び自治連合会がそれぞれ千葉県及び千葉県警察に提出しているものです。</p> <p>採算性については、県警からは白井市使用料条例に基づき貸付料と光熱水費を徴収する予定です。</p>
8	<p>流山市・北本市の視察の主旨について</p>	<p>11月5日に実施した視察についてですが、流山市については議場等の設備にICTを活用して、市民に開かれた市議会に取り組んでいることから、当市についても基本方針の一つに「市民の声が集約される議会機能を確保した庁舎」と位置づけていることからその取り組みを視察したものです。</p> <p>また北本市については、人口規模が当市とほぼ同様であることや庁舎建設を2期に分けて施工したことなどから、当市の庁舎整備に向けた検討に参考となることから視察したものです。</p>